

佐賀県訓令甲第7号

本 庁
現地機関

次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 総合庁舎内各出先機関に勤務する職員の当直及び用務員服務規程（昭和30年佐賀県訓令甲第4号）

(2) 佐賀県税査察要領（昭和24年佐賀県訓令甲第21号）

平成31年3月29日

佐賀県知事 山 口 祥 義

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。